

議案第 26 号

一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

雇用保険法の一部改正により、就業促進手当の見直し、及び地域延長給付の暫定措置の延長が行われたことから、失業者の退職手当に関する規定について所要の改正を行うほか、規定の整備を図りたく、本案を提案した。

一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和４０年条例第３８７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「参入しない」を「算入しない」に改める。

第１１条第２項中「当該職員」を「当該職員等」に改め、同条第１１項第４号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第１４項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第１５項中「第６項まで」を「第６号まで」に改める。

附則第１０項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に、「第１２条第１０項」を「第１１条第１０項」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の一般職の職員の退職手当に関する条例第１１条第１１項（同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した一般職の職員の退職手当に関する条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であってこの条例の施行の日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。